

仕 様 書（リース料決定用）

1. 件 名

自動体外式除細動器（AED）リース

2. リース物件

別紙物件見積書のとおり

3. リース期間

令和8年7月1日から60か月（1か月毎60回払い）

4. そ の 他

- ・リース終了後は、リース業者へ返却するものとし、その費用はリース業者が負担すること。（契約書に記載すること）
- ・リース料に固定資産税、動産総合保険料を含む。
- ・本契約は長期継続契約となるため、契約書には下記条項を入れること。

第〇条（予算の減額又は削除に伴う解除）

甲は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除し、乙に損失が生じた場合は、乙はその損失の補償を甲に対して請求できるものとする。

この場合における補償額は、甲乙協議して定める。

5. 納入場所

- 1 十日町市総合体育館 十日町市西本町 1 丁目 365 番地 14
- 2 十日町市笹山野球場 十日町市中条乙 3329 番地
- 3 十日町市吉田クロスカントリー競技場 十日町市小泉 240 番地 1
- 4 十日町市松代総合体育館 十日町市松代 4008 番地
- 5 十日町市総合観光案内所 十日町市旭町 251-17

請求書は、下記へ送付すること。

1～4はまとめて、 十日町市教育委員会事務局 教育文化部 スポーツ振興課
十日町市水口沢 12 番地 （十日町市役所川西庁舎）
TEL 025-756-5013

5は、 十日町市産業観光部 文化観光課
十日町市旭町 251 番地 17 （十日町市総合観光案内所）
TEL 025-757-3100

6. 納入期限

令和8年6月30日（火）

7. 担当者

十日町市教育委員会事務局 教育文化部

スポーツ振興課 体育施設係 小杉

TEL 025-756-5013